

ID: 197

担当部署: まちづく部 住宅課

処分の概要	使用予定者の決定
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市営住宅条例 第8条第1項
例 規 番 号	平成13年条例第132号
【根拠条文】 (使用予定者の決定等) 第8条 市長は、前条第1項の規定による市営住宅の使用の申込者について、次の各号のいずれかに該当する者のうちから市営住宅の使用予定者を決定する。ただし、申込者の数が使用を許可する市営住宅の戸数を超える場合においては、抽せんにより市営住宅の使用予定者を決定する。 (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険な状態若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者 (2) 他の世帯と同居して著しく生活上不便を受けている者又は親族と同居することができない者 (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適切な居住状態にある者 (4) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適切な立ち退き先がないため住宅に困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。) (5) 勤務場所から著しく遠隔の地に居住しなければならない者 (6) 収入に比べて著しく過重な家賃の支払をしなければならない者 (7) 前各号に掲げる者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者 2 市長は、前項の抽せんによることが困難と認めるときは、市営住宅の使用の申込者の一部について別途の抽せんにより、又は抽せんによらないで使用予定者を決定することができる。 3 市長は、前2項の規定により使用予定者を決定したときは、当該使用予定者に対し、その旨を通知しなければならない。 4 市長は、借上げに係る市営住宅の使用予定者を決定したときは、当該使用予定者に対し当該市営住宅の借上げに係る契約の終了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を、通知しなければならない。 【基準】 根拠条文、第6条の規定による。 (使用者の資格) 第6条 市営住宅を使用することのできる者は、満65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の構成員で、収入の額が214,000円以下で、次の各号の要件を備えるものとする。 (1) 次のいずれかの事由により住宅に困窮し、かつ、自力による代替の住宅を確保することが困難であること。 ア 現に居住する住宅について、立ち退き要求を受けていること。 イ 現に居住する住宅が、保安上又は保健衛生上劣悪な状態にあること。 (2) 健康で、独立して日常生活を営むことができる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)であること。	

- (3) 市内に引き続き2年以上居住していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

標準処理期間

30日

備考

設定年月日

平成27年7月1日

最終変更年月日

令和8年2月1日